新潟市潟東ゆう学館・新潟市潟東地区公民館 指定管理者申請者評価会議の傍聴に関する要領

1 趣旨

この要領は、新潟市潟東ゆう学館・新潟市潟東地区公民館指定管理者申請者評価会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴手続き

- ① 会議の傍聴を希望するものは、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等,他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ②のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる 者

4 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- ②会場において、飲食、喫煙はしないこと
- ③ 事務局の指示に従うこと
- ④ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、事務局はこれを注意し、なおこれに従わない ときは、退場を命じることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

7 施行年月

この要領は令和2年10月13日より施行する。

別記様式

7711177727	
期日	<u>No.</u>
	傍 聴 券
	新潟市潟東ゆう学館・新潟市潟東地区公民館指定管理者申請者評価会議